

平成30年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成30年5月25日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告 報 告 （一 括） 総務文教付託 生活環境付託
第 3	報告第 3号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 4	議案第43号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 5	議案第44号	平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）	
第 6	報告第 2号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報 告
第 7	報告第 4号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告 即 決 （一 括） 生活環境付託 総務文教付託
第 8	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
第 9	議案第41号	大竹市税条例の一部改正について	
第10	議案第42号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託 総務文教付託
第11	議案第45号	工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）	生活環境付託
第12	平成30年陳情第2号	既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第1号から日程第5 議案第44号（報告・説明・付託）
- 日程第 6 報告第2号（説明・質疑）
- 日程第 7 報告第4号から日程第9 議案第41号（報告・説明・表決・付託）
- 日程第10 議案第42号（説明・付託）
- 日程第11 議案第45号（説明・付託）
- 日程第12 陳情第 2号（付託）

○出席議員（15人）

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 涉	8番	網 谷 芳 孝

9番 藤井 馨
11番 日域 究
13番 寺岡 公章
16番 山本 孝三

10番 山崎 年一
12番 細川 雅子
15番 田中 実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
市民税務課長
環境整備課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

入山 欣郎
太田 勲男
大石 泰
吉岡 和範
香川 晶則
米中 和成
坪浦 伸泰
高津 浩二
橋村 哲也
中村 一誠
三原 尚美
小田 健治
池田 宗吾
田中 英徳
豊原 学
北林 繁喜
真鍋 和聰

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

中曾 一夫
加藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、末広和基議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

報告第1号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第3号 大竹市土地開発公社の経営状況について

議案第43号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第5、議案第44号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第3号、議案第43号及び議案第44号につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について説明申し上げます。

本件は平成29年度から平成30年度に繰り越した事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

第2款総務費の本庁舎改修事業につきましては、非常用電源設備改修などの設計業務内容の変更に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の白石墓地移転事業につきましては、国との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の本町新町2号線道路改良事業につきましては、関係権利者との協議調整に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。県営事業負担金砂防につきましては、広島県が施工する砂防の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第10款教育費の手すき和紙作業所生産設備等改修事業につきましては、平成29年度国の補正予算による生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を財源として予算化しました

が、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

続きまして、報告第3号大竹市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

まず、一般会計の事業概要でございますが、平成29年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地としては、玖波青木線道路改築事業用地を2,017万4,685円で処分いたしました。また、収益的収支につきましては、収入総額は4,372万8,988円であり、支出総額は4,215万8,264円で、差し引き157万724円の純利益となりました。

続いて、特別会計の事業概要について御説明いたします。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計ですが、国土交通省による用地の再取得が終了したため、平成29年度をもって閉鎖となります。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は683.74平方メートル、処分価格は2億146万2,874円でございます。収入総額は2億146万2,916円であり、支出総額は2億188万1,597円で、差し引き41万8,681円の純損失となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、26ページからの議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入、歳出にそれぞれ2,609万1,000円を追加し、予算総額を149億5,069万9,000円にするとともに、継続費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容順に説明させていただきますが、説明の都合により31ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、500万を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用として自治会に対する補助金500万円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、2,109万1,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、私立保育所の耐震改修事業に対して補助金2,109万1,000円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、30ページの歳入につきまして御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、歳出に計上しております私立保育所の耐震改修事業に対する保育所等整備交付金1,406万1,000円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、小方財産区からの繰入金469万1,000円を計上し、また、このたびの補正予算の財源調整としての財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

第19款諸収入につきましては、宝くじコミュニティ事業助成金500万円を計上するものでございます。

第20款市債につきましては、私立保育所整備事業債700万円を計上するものでございます。

28ページの第2表継続費の補正は、青木踏切改良事業につきまして、平成30年度から平

成32年度までの3年間で総額1億8,000万円の継続費を設定するものでございます。

また第3表債務負担行為の補正は、可燃ごみの運搬に要する経費につきまして、当初予算編成後に中継施設等整備工場に係る発注仕様書が確定したことから、平成31年度のみ単年度契約から平成31年度から5年間の契約に変更するものについて、債務負担行為の変更をするものでございます。

第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が、議案第43号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、32ページからの議案第44号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

このたびの予算の補正は、平成29年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足する見込みとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成30年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出予算の総額に6億1,146万2,000円を追加し、予算総額を10億825万3,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に6億1,000万円を追加し、借入最高額を10億円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成29年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は3億2,560万8,042円となる見込みでございます。歳入の主なものは、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,400万円、晴海一般分譲用地等の売払収入が約1,600万円、一般会計繰入金が約2億8,600万円でございます。歳出は、各造成地の維持管理経費と公債費で約2億9,000万円となります。これに、平成28年度決算における繰上充用金約6億4,700万円を加えた歳出の総額は9億3,706万9,890円となる見込みでございます。歳入から歳出を差し引きいたしますと、6億1,146万1,848円が不足となる見込みであり、この金額を平成29年度の不足額として、平成30年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上、報告第1号、報告第3号、議案第43号及び議案第44号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第1号及び報告第3号の2件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第43号は総務文教委員会に、議案第44号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6

報告第2号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

○議長（児玉朋也） 日程第6、報告第2号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） 報告第2号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度大竹市水道事業会計及び平成29年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越を、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計でございますが、まず1点目の防鹿地区配水管改良事業でございます。公共下水道事業会計で実施しております防鹿地区管渠布設工事を行う際に、実施しました試掘の結果、工事場所に埋設されております水道配水管が支障となり、移設する必要が生じました。また、この水道配水管は老朽管で、移設に合わせて改良を行うことといたしました。このため年度内の完了が困難となり、事業の繰越を行ったものでございます。

次に2点目の配水管改良実施設計業務でございます。南栄2丁目地内における配水管改良実施設計に伴う調査等を行った結果、当初の計画より改良範囲を広げることが適当と判断したことから、年度内の完了が困難となり、事業の繰越を行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計における繰越について御説明申し上げます。

1点目の防鹿地区管渠布設事業につきましては、先ほど水道事業における防鹿地区配水管改良事業と同様の理由により事業の繰越を行ったものでございます。

2点目の公共下水道事業計画変更業務につきましては、平成29年度に策定しましたストックマネジメント実施方針と調整する必要があるため、この調整に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから事業の繰越を行ったものでございます。

次に、3点目の新町雨水排水ポンプ場用地取得事業につきましては、関係権利者との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったために事業の繰越を行ったものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、報告第2号の御説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第2号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第9〔一括上程〕

報告第4号 専決処分報告について（事故による損害賠償額の決定）

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計
画税条例の一部を改正する条例）

議案第 4 1 号 大竹市税条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第 7、報告第 4 号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）から、日程第 9、議案第 41 号大竹市税条例の一部改正についての 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 報告第 4 号、認第 1 号及び議案第 41 号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第 4 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、東栄 3 丁目 4 番地の市リサイクルセンター内で発生いたしました物損事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 30 年 5 月 8 日に専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、御報告をするものでございます。

事故による損害賠償の額は、46 万 1,225 円で、債権者は、お手元の資料の方であり、市の施設内における車両運行の管理に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について、御説明いたします。平成 30 年 4 月 23 日午前 9 時 33 分ごろ、市リサイクルセンター内のストックヤードにおいて、市の業務受託事業所から派遣の作業員が、タイヤショベルに乗車して作業中、後方の確認を怠ったまま後退してしまいました。このため、収集ごみの搬入のために、タイヤショベルの後方を塵芥車で徐行しながら進行してきた債権者が、車両の接触を察知するとともに、急ぎクラクションを鳴らしましたが、派遣作業員の対応が間に合わず、塵芥車の右側サイドミラー、ドア及びバンパーの一部を破損させたものでございます。なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本件につきましては、市の派遣作業員に対する業務の安全かつ適切な履行に関する指導が不十分であったことに起因して発生したものと認識しており、深く反省しているところでございます。今後は、事故の未然防止のため、業務の履行に関する指導の徹底及び車両の適切な運行管理に努め、万全を期す所存でございます。

続きまして、認第 1 号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は地方税法の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、その改正規定の一部が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、市長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日付で、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を

改正する条例の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願い申し上げるものでございます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明いたします。

大竹市税条例の改正点ですが、主なものとしては、法人市民税及び固定資産税についての改正となります。まず、法人市民税の改正についてですが、内国法人が租税特別措置法の関係条項の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人市民税から控除するよう規定し、また、法人市民税の納付期限の延長の場合の延滞金について、延長後の期間前に納付されていた部分は、その期間を控除して計算するものと規定するよう改正するものでございます。

そして、固定資産税の改正についてですが、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設するものでございます。

次に、大竹市都市計画税条例の改正点について御説明いたします。

こちらも市税条例同様に、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設するものとなります。

以上が、主な改正でございますが、その他字句の修正や引用条項の整備等についても所要の改正を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては、市民税に関するものを附則第2条、固定資産税に関するものを附則第3条に、都市計画税に関するものを附則第4条に規定しております。

続きまして、議案第41号大竹市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

こちらも、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正は2点あり、いずれも固定資産税の軽減措置、いわゆる「わがまち特例」に関するものでございます。

1点目は、水質汚濁防止法に規定する特定施設及び指定地域特定施設にかかわる償却資産の課税標準額に乗じる割合について、地方税法で定める参酌割合が3分の1から2分の1に改正されたことから、条例で定める割合についても同様に改めるものでございます。

2点目は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上特別措置法」の規定により、新たに市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資にかかわる償却資産の軽減措置を定めるものでございます。固定資産税の課税標準額に乗じる割合は、ゼロ以上2分の1以下の範囲内において条例で定めることとされており、大竹市では、課税標準額に乗じる割合をゼロと定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1条において、施行期日は公布の日からとし、生産性向上特別措置法にかかわる規定については、生産性向上特別措置法の施行の日からとしております。また、第2条で経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、報告第4号、認第1号及び議案第41号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番。

○16番（山本孝三） 今部長が提案の説明をされた中に、一つ気になることがあるのでお尋ねするのですが、報告4についてですね。というのが、平成30年3月の議会でも事故による損害賠償の報告がありました。で、私の記憶するところでは、年度で言えば昨年度も数件、似たような事故が発生しておるわけですが、こうした場合、市が保険会社との間で保険料とか事故の発生回数等に伴っての、この保険料がどうなるかというふうな規定があるんかないんか。事故が3件あろうが5件あろうが、年間納付する保険料は変わらずに維持するということになつとるんか、それとも事故の発生件数あるいは補償額によって、市が負担すべき保険料が変わるのかどうか、その辺のことを説明をしてもらいたいです。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） ただいまの保険の関係のことについて御説明いたします。

本件につきましては、市有物件災害共済金のほうで支払いがされることとなります。これにつきましては、一定額、500万円ですね、これを超えると前々年度の例えば支払い額、これが500万円を超えると次の保険金というかそういう納付額に影響してくるんですが、今回の場合はそれは超えておりませんので、影響はないということになります。保険の仕組みとしては、保険の種類によって一定額までは、それを超えなければ金額は変わらないということになっております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 16番。

○16番（山本孝三） その納付する保険料の増減基準ですね。これは件数だけじゃなしに補償額も影響するでしょう。その限度額なるものをちょっと聞かせてくれますか。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 500万円でございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、報告第4号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。
認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、認第1号は、これを承認することに決しました。
「議案第41号」は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10

#### 議案第42号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議長（児玉朋也） 日程第10、議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。  
教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

- 教育長（大石 泰） 議案第42号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法第34条の8の2、第2項に基づき定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の資格要件の拡大及び一部規定の取り扱いが明確化されたことに伴い、国の基準に合わせて本条例について改正しようとするものでございます。

それでは、改正の具体的な内容について御説明いたします。

本条例第10条第3項におきまして、放課後児童支援員の資格要件について定めておりますが、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業での実務経験がある者であって、市長が適当と認めたもの」及び「専門職大学の前期課程を修了した者」についても、放課後児童支援員となることができるよう資格要件を拡大するものでございます。

また、同項第4号におきまして、学校の教諭となる資格を有する者について資格要件として規定しておりますが、教員免許状を取得した者が、免許状の更新を受けていない場合であっても、資格要件を満たすことを明確にした規定に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きとして、専門職大学の前期課程を修了した者を資格要件に加える規定については、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第45号 工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第45号工事請負契約の締結について（大竹市中継施設等整備工事）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第45号の工事請負の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案させていただきます大竹市中継施設等整備工事についてでございますが、大竹市で発生するもやすごみ等を（仮称）廿日市クリーンセンターまで効率よく運搬するために、もやすごみ等の圧縮と大型パッカー車への積替えを行う可燃ごみ中継施設、紙類及びプラスチックごみを貯留するストックヤード及び仮設中継施設を設計・施工するものでございます。

入札方式でございますが、1社による単独施工方式で、条件付一般競争入札としました。本議案を提出するに至った経緯でございますが、4月10日に入札公告を行い、4月27日の指名業者審査会を経て、5月17日に1者による入札を執行いたしました。その結果、6億1,300万円で落札した新明和工業株式会社流体事業部営業本部中国支店と5月18日に、工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました6億6,204万円でございます。

以上の契約でございますが、予定価格が6億6,420万円と1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から、平成32年3月31日までの約22カ月間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第45号についての提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第45号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12

### 陳情第 2号 既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情

○議長（児玉朋也） 日程第12、平成30年陳情第2号既存プール施設の撤去及び「生命尊重の碑（仮称）」の設置を求める陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

ただいま議題となっております平成30年陳情第2号は総務文教委員会に付託いたします。お諮りいたします。

議事の都合により、5月26日から5月27日までの2日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、5月26日から5月27日までの2日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、直ちに生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、5月28日本会議終了後、総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、5月30日午前10時から議会改革調査会を、それぞれ、第1委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

5月28日は午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

10時36分 散会

(30. 5. 25)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月25日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 末 広 和 基